聲明書

九州製網株式會社
古賀次四郎

私の會社が此度勞働爭議を起しまして社會を騒がし町民に對して非常な御迷惑をかけましたと云ふことは何とも申し譯なく次第であります。然るに、今回此の事件の成行を顧みるに、此の事件の發端は全く世界的の風潮の影響と、勞働階級の人々が其の生活の安定を計るために資本家に對し相當の要求をする事は當然の事であり、又資本家としても其の利益の一部を分配してやるこ

私は今年の一月の初めから、此の事件の發端に就いて、今日の次第に至りました經過を、一切ありのままに、公明正大に、世間の人々に對して、明白に、聲明致します。

事件の發端

私の會社の工場は九州中の各種の機械を運轉して居る場合に、一ケ月八十餘名の能率を挙げ、普通の能率を挙げ得る成績を得たのであります。

百五十六名、成績それは二百五十五名の能率を挙げ得る成績を上げる事は出來ないと云ふ見込が附きましたので、先月十六日工場長たる高橋榮一郎君に對し、君は此のリングのこれだけの從業員を使ひ相當の成績を上げ得る技倆がないものと認むるので、

要求書

一、高橋榮一郎を復職せしむる事

二、解雇の場合は三ケ月以前に予告すること

三、勞働時間を九時間にすること

四、日給を最低一円五十錢とし以上は技能に依つて増給すること

五、解雇手當は一ケ年未滿百五十圓以上、一ケ年を増す毎に百圓づつ増加すること

以上は午後五時までに回答せよと云ふ事であります。

それで私は直に工場に至り男工全部を集め左の通り回答をしたのであります

一、高橋君は解職したのではない

それは高橋君が一時間前に私に對し誤解をありました、私も何か退く意志はありません今後も何か仕事に是非お使ひ下さいと云ふ事を充分に了解しておる筈であるから

二、第二條以下の要求は此際遺憾ながら、第二條以下の要求は出來ない

三、第三條以下の要求は此際遺憾ながら、第二條以下の要求は出來ない

四、日給を最低一円五十錢とし以上は技能に依つて増給すること

五、解雇手當は一ケ年未滿百五十圓以上、一ケ年を増す毎に百圓づつ増加すること

以上は午後五時までに回答せよと云ふ事であります。

それで私は直に工場に至り男工全部を集め左の通り回答をしたのであります

一、高橋榮一郎君は解職したのではない

それは高橋君が一時間前に私に對し誤解をありました、私も何か退く意志は毫頭